平成２２年（フ）第８７号
広島県福山市大門町大字日之出丘382番地22、旧住所広島県福山市松浜町１丁目２番25―２号松浜ビル
債務者　中川　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１５５号
熊本市坪井１丁目１―15―802
債務者　田上　成人
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第21地割126番地14
債務者　臼澤　直規
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８号
青森市佃２丁目３番12号
債務者　鎌田　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
青森県弘前市大字稔町６番地２
債務者　工藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６２号
青森県弘前市大字稔町６番地２
債務者　工藤　良太
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４２号
松江市雑賀町172番地１
債務者　古藤　　博
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地63
債務者　寺前　彰人
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
熊本県玉名市立願寺157番地６
債務者　杉本　文江
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２５号
熊本県荒尾市大正町２丁目５番８号　大戸スギヱ方
債務者　大戸スミ子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６６７号
横浜市鶴見区上末吉５丁目25番３号　サカエハイツ101
債務者　松田　典子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４５号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋201号
債務者　大澤とめ子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７４号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目８番13号　内田ハイツ202号
債務者　渡邉　正水
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１２号
横浜市南区中村町２丁目126番地６　ユナイトＧＭライフステージ伊勢佐木町103号
債務者　福島　聖之
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１９号
神奈川県大和市下鶴間2998番地　第１コーポ金忠102号
債務者　峰岸　　励
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２１号
横浜市旭区上白根町945番地13　クレフォート上白根102
債務者　佐藤さやか（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部